

# オンライン診療受診施設届出事項変更届

- ◆ オンライン診療受診施設が、下記事項を変更した場合は、**変更後 10 日以内**に、変更の届出を行う必要があります。構造概要の変更については、事前にご相談ください。
- ◆ **オンライン診療受診施設届出事項変更届【変更届】**の様式と**【添付書類】**をそれぞれ**2部ずつ**(保健所提出用、設置者控え(副本)用)ご提出ください。

## 変更後 10 日以内に届出が必要な主な事項と添付書類

変更事項	必要書類	注意事項
(1) 設置者の住所、氏名(名称)	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	設置者の住所変更又は、姓名変更によるものが該当します。 設置者が変わる場合には、変更届ではなく、「廃止届」及び「設置届」をご提出ください。
(2) 施設名称	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	医療広告ガイドラインや関係法令に沿ったものにしてください。
(3) 所在地の表示	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	オンライン診療受診施設を移転する場合は、新たに設置届が必要です。
(4) 敷地、建物の構造に係る事項を変更した場合	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	変更前、変更後の平面図
(5) 設置者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	[変更前] [変更後] の定款、寄附行為又は条例の写し

届出は、医務担当窓口までご提出が必要ですが、やむを得ない事情がある場合は、郵送も受付しております。その際は必ず**切手を貼った返信用封筒**又は、**レターパックの同封**をお願いします。

また、書類の不備や補正が多発しております。郵送での申請にあたっては、内容についてメール等で**事前相談**を行ったうえで送付いただきますようお願いいたします。また、**ご担当者のお名前**と**連絡先**を記入してください。